

## 伊賀市土地利用審議会 会議概要

1. 審議会名..... 令和4年度第6回伊賀市土地利用審議会
2. 日 時..... 2022（令和4）年11月30日 午後1時30分から
3. 会 場..... 伊賀市役所本庁舎会議室及び各所（リモート会議）
4. 出席委員..... 5名中4名（委員名簿非公開）
5. 事務局..... 山本建設部長、福田建設部次長、川部都市計画課長、城都市計画課開発指導室長、中森主査、大門主任
6. 公開・非公開の別..... 非公開
7. 非公開の理由..... 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2号
8. 会議概要作成年月日..... 2023（令和5）年2月15日

### ○ 事 項

- 1 あいさつ
- 2 審議

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の見直しについて（継続審議）

- パブリックコメントの報告と市の対応案の提示がありました。「5ha以上の工業用地」の見直しについて「1ha」に緩和してほしいという意見や、「名阪国道インターから1km」の幹線道路沿道区域の扱いを「2km」へ見直してほしいという意見、上野南部丘陵地の森の開発を疑問視する意見があった。なぜ5haにしたのかなど、それぞれの説明を意見に対しての対応文に入れたほうがよいのではないかと。

回答：基準等を対応文に追記するよう検討します。

- 土地利用基本計画書「市街地を災害から守る対策を強化する」という本文に対するパブリックコメントがあったが、土地利用基本計画書や、意見に対しての対応について、文言の修正をしたほうがよいのではないかと。

回答：土地利用基本計画書のうち、市都市マスタープランの文言をそのまま反映している箇所は修正が難しいと考えますが、対応文には指摘いただいた部分の修正を検討し、文言整理をした上で、公表前に委員のみなさまに報告いたします。

- 前々回の審議会資料の中間案説明では、既存建物の用途変更の場合は、保全区域においても「上記以外の飲食店等」が○になる規則改正の説明があったが、土地利用基本計画書（最終案）の37ページに書かれた基準一覧表では、「上記以外の飲食店等」が保全区域において×になっている。

規則に記載されるため、運用は可能であるが、市民がわかりにくいのではないかと。

回答：これまで、土地利用基本計画書とは別に、窓口用として市民向けに案内するガイドラインを作成し、それを用いて説明してきました。ガイドラインはイラストを用いてわかりやすく手続き等の説明や、規則に定められた 1.5 倍以内の拡張等を掲載しています。

このガイドラインに、今回の改正もわかりやすく表現し、説明します。

- 土地利用条例及び土地利用基本計画書（最終案）に、知的対流拠点や知的対流拠点計画書の定義がないが、記載が必要ではないか。

回答：土地利用基本計画書（最終案）の解説の中で、知的対流拠点や計画の説明を追記いたします。

- 都市マスタープランに新たに位置付けられた「災害対策重要地区」を中心に防災面の検討を進め、土地利用条例の運用や今後の見直しにおいて検討するよう、答申書のかがみ文に反映することを希望する。

回答：答申文書案に反映します。

#### **伊賀市の適正な土地利用に関する条例の見直し（継続審議）に対する審議会意見まとめ**

土地利用基本計画書（最終案）、伊賀市の適正な土地利用に関する条例一部改正（最終案）、伊賀市の適正な土地利用に関する条例施行規則一部改正（最終案）について、必要な修正をした上で、かがみの文書を添えて答申する。

以上